

平成 1 5 年度

独立行政法人日本学術振興会

年度計画

平成 1 5 年 1 0 月 2 日

目 次

第一	業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	1
第二	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置	1
1	総合的事項	1
2	学術研究の助成	3
3	研究者養成のための資金の支給	4
4	学術に関する国際交流の促進	6
5	学術の応用に関する研究の実施	9
6	学術の社会的連携・協力の推進	9
7	国の助成事業に関する審査・評価の実施	10
8	調査・研究の実施	10
9	情報提供及び成果の活用	10
10	前各号に附帯する業務	10
第三	予算（人件費の見積もりを含む。）収支計画及び資金計画	10
第四	短期借入金の限度額	11
第五	重要な財産の処分等に関する計画	11
第六	剰余金の使途	11
第七	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	11
別紙		12

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、平成15年10月2日付け15文科振第572号で認可を受けた独立行政法人日本学術振興会の中
期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、平成15年度の業務運営に関する
計画を次のとおり定める。

第一 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

1 業務運営の効率化

業務運営については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。また、組織体
制、業務分担の見直しについて検討を行い、事務手続き、決裁方法など、事務の簡
素化・合理化を促進する。これらにより一般管理費（人件費を含む。）については、
計画的な削減に努め、平成15年度予算に対して4%以上の削減を図るほか、その
他の事業費（競争的資金を除く。）について、平成15年度予算に対して1%以上
の削減を図る。また寄附金事業等についても業務の効率化を図るなど、中期計画に
従い業務の効率化を図る。

業務の効率化を図る際、研究者等へのサービスの低下を招かないよう配慮する。

2 職員の能力に応じた人員配置

能力に応じた処遇、人員配置を可能にするため、職員の勤務評定をより厳正に行
う。

3 省エネルギー、廃棄物削減に向けた取組み

振興会内で実施する研修や会議等の場において、節電やペーパーレスなど、省エ
ネルギー、廃棄物削減に向けた注意喚起を行い、職員の意識改革を促す。

4 決裁処理の電子化

文書決裁業務を効率化させるため、決裁処理を電子化するシステムを導入し、そ
の試験的な運用を開始する。

5 外部委託の促進

電算処理など、業務の効率化につながる外部委託を促進する。

第二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する ためとるべき措置

1 総合的事項

(1) 学術の特性に配慮した制度運営

各事業を推進するにあたり、研究の手法、規模、必要な資金、期間など研究分
野等により異なる学術研究の特性に配慮した制度運営に努める。

(2) 評議員会

各界・各層の学識経験者で構成する評議員会を組織し、振興会の業務運営に関し、幅広く高い識見に基づき重要事項の審議を行う。

(3) 研究者が振興会の業務運営に適切に関与する体制の整備

学術システム研究センター

学術システム研究センターについて、人文科学、社会科学から自然科学に至る各学問領域に対応できる研究員を配置し、本センターと各事業担当が協議する場を設けるなど、本センターが適切に業務運営に関わる体制を整備する。

学術顧問

学術研究に対する特に高い識見を有する研究者の方々を学術顧問(6 名) に任命し、事業の制度設計等に対し、専門的な助言を求める体制を整備する。

(4) 自己点検及び外部評価の実施

自己点検

自己点検については、平成 1 5 年 1 0 月から平成 1 6 年 3 月までの間の各事業の業務の実績にかかる点検項目や指標を策定し、年度終了後速やかに実施する。

外部評価

外部評価については、適切な委員の人選を行い、外部評価委員会を組織する。年度内に第一回の外部評価委員会を開催し、評価手法や評価指針を定め、年度終了後速やかに評価を行う。

(5) 情報システムの整備

電子化の活用

研究者へのサービス向上等を図るため、公募事業の募集要項・応募様式等の書類はホームページから入手可能にする。

研究者からの申請書類を電子的に受け付けるシステムを、今年度中に開発・導入し、試験的に運用するなど、本格的な実施に向け、課題の解決を進める。

業務用データベースの整備

業務実施に必要なデータベースについて、情報の追加・更新を図る。

新たに研究動向や研究者に関する情報に関するデータベース作成に関する検討を進める。

ホームページの充実

振興会の業務に関する情報に関して、常時、削除、更新、追加を行いながらホームページを充実させ、一般国民や研究者のニーズに応える的確かつ見やすい情報提供に努める。

英文ページを中心に、ページの構成・デザインを全面的に見直して見やすさの向上を図るとともに、内容を充実させる。

情報セキュリティの確保

重要な情報資源を守るため、外部委託によるセキュリティ監視体制の構築及び情報セキュリティポリシーの策定等について検討する。

情報セキュリティに係わる講習について1回実施する。

(6) 研究費の適切な管理

事業説明会実施時等において、チェック体制整備に対する助言、注意喚起等を行い、適切な経費管理に対する機関側の取組強化、研究者の意識改革の促進を図る。

業務の適正化・効率化とともに研究者へのサービス向上につながる適切な経費管理方法についての検討を進める。

(7) 広報

振興会内部に広報委員会を設置し、一般国民向け及び研究者向けの広報の在り方、実施方法等について協議を行い、その検討結果を踏まえた適切な広報に努める。

英文ニューズレターについては、平成15年度中に2回発行する。

2 学術研究の助成

学術研究が効果的に進展するよう、学術システム研究センターと連携して、公正で透明性の高い審査・評価を実施するとともに、業務の簡素化と必要な拡充を図りつつ、研究者の視点に立った助成事業を実施する。

(1) 科学研究費補助金事業

国からの間接経費補助金である科学研究費補助金事業については、文部科学省が定める事業実施における基本的考え方・役割分担に基づき業務を行う。

平成15年度においては、平成15年度科学研究費補助金(基盤研究等)の交付業務及び平成16年度分の公募・審査業務を行うとともに、文部科学省が交付する萌芽研究、若手研究等の平成16年度分の公募・審査業務を行う。

募集業務(公募)

平成16年度公募に関する情報について、別に設定した科学研究費補助金に関するホームページにより公表するとともに、計画調書の様式などの情報を迅速に入手できるようにする。

また、研究者等がより正確に制度を理解できるよう、「平成16年度科学研究費補助金公募要領等に関する説明会」を文部科学省と合同で地域別に計8回実施するとともに、大学等機関からの説明会実施の要望に対応する。さらに、「平成16年度研究成果公開促進費に関する公募要領等の説明会」を実施する。

審査業務

有識者で構成する科学研究費委員会を開催して、文部科学省科学技術・学術審議会が示す審査の基本的考え方を踏まえ、科学研究費委員会において平成

16年度分の審査方針等を決定する。配分審査のための小委員会を開催し、上記により申請された研究課題の審査を行う。

審査は、「書面による個別審査」及び適正な規模の小委員会での「合議による審査」の2段階により、公正に行う。その際、補助金の早期交付の観点から、迅速かつ確実な業務実施に努める。

審査委員の選考については、新たに学術システム研究センターの研究員の幅広い参画を得て選考する。学術システム研究センターと連携し、専門的な見地から、より適切に審査委員を選考する体制を整備する。

学術創成研究費では、関係各分野の第一線で活躍する学識経験者から推薦のあった研究課題について、科学研究費委員会学術創成部会において書面審査及びヒアリング審査を行い、平成16年度分の新規課題の選定を行う。

評価業務

評価については、学術創成研究費とともに、新たに基盤研究(S)についても、専門家による評価委員会によるヒアリングを行うなど、中間・事後評価を適切に実施する。

学術創成研究費については、研究開始後2年経過後の研究課題(28課題)を対象としヒアリングを行い、必要に応じて現地調査を行う。この結果に基づき評価を決定するが、必要に応じて以後の研究経費の増減、研究の中止を行う。

また、基盤研究(S)については、研究開始後2年経過後の研究課題(58課題)を対象とし、原則として書面により中間評価を行う。この結果に基づき評価を決定するが、必要に応じて以後の研究経費の増減、研究の中止等を行う。

その他

電子申請等のシステムの導入に関しては、審査体制への影響、個人情報のセキュリティなどの解決すべき問題点を整理し、実現に向けた検討を進める。

(2) 学術研究の助成に関するその他の事業

科学研究費補助金事業以外の助成事業の必要性についての検討を学術システム研究センターと連携して行う。

3 研究者養成のための資金の支給

(1) 全般的な取組み

大学院博士課程(後期)学生や博士の学位を有する者等のうち優れた研究能力を有する若手研究者に資金を支給し、支援する特別研究員事業等を以下のとおり推進する。

平成15年度において支援する者に対し、円滑に資金を支給する。

平成16年度新規採用支援対象者の採用について、審査の独立性を確保する観点から、我が国の第一線の研究者を審査委員等とする特別研究員等審査会を設置し、審査方針に基づき、書面審査に加え面接審査を効果的に活用して、選考審査を実施し、内定する。

また、審査の透明性を確保する観点から、審査方針等をホームページ等で公

開する。

平成17年度新規採用計画について、学識経験者により構成される特別研究員等事業委員会を開催し、次のような事業改善見直しの検討を行う。

(ア) 若手研究者の主体性を重視し、目的や対象者層に応じた審査方針を整備する。

(イ) 審査委員候補者の推薦、審査委員の割振等において、学術システム研究センターが適切に関与する体制の検討を行う。

世界最高水準の研究能力を有する研究者を養成・確保するため、特に優れた若手研究者を高水準の待遇で採用する「特別研究員 SPD」に対する支給の効果について、平成16年度から評価する体制について検討し、構築する。

優れた若手研究者の論文等の研究業績に対し、授賞する制度の創設の検討を進める。

特別研究員及び海外特別研究員の出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いを推進する。

(2) 特別研究員事業

我が国の大学等の研究機関で研究に専念する優れた若手研究者を支援する特別研究員事業を、円滑に実施する。

特別研究員 (DC, PD)

我が国の将来を担う創造性に富んだ研究者を養成・確保するため採用した「特別研究員 DC」及び「特別研究員 PD」に対し、研究奨励金を支給する。

特別研究員 (SPD)

世界最高水準の研究能力を有する研究者を養成・確保するため、高水準の待遇で採用した「特別研究員 SPD」に対し、研究奨励金を支給する。

特別研究員 (21世紀 COE)

「21世紀 COE プログラム」に選定された拠点において、主体的に研究に専念することを希望する優秀な博士課程在学者を採用した「特別研究員 (21世紀 COE)」に対し、研究奨励金を支給する。

特別研究員 (新プロ)

「学術の新しい展開のためのプログラム」に参加する若手研究者に対し、研究奨励金を支給する。

特別研究員 (COE)

卓越した研究拠点 (COE) を形成するための中核的拠点形成プログラムによる研究に参加する若手研究者に対し、研究奨励金を支給する。

平成16年度新規採用者の選考審査に当たって、特別研究員 (PD) については、流動性向上のため、研究の場を、大学院在学当時の所属研究室と同一研究室とする者についてはその正当性を厳しく審査する。

特別研究員 (PD) 及び特別研究員 (SPD) については、採用期間中に海外の研

究機関等において研究活動を積極的に行うことを「平成17年度募集要項」及び新たに作成する「特別研究員諸手続の手引き」に記載する方法で奨励する。

(3) 海外特別研究員事業

海外の大学等研究機関に優れた若手研究者を派遣する海外特別研究員事業を円滑に実施する。

(4) 科学技術特別研究員事業

科学技術振興事業団から移管され、特別研究員事業に統合された、創造性豊かな若手研究者を国公立試験研究機関等に派遣する科学技術特別研究員事業について、事業の移管以前からの継続支援者への支援を行う。

(5) 若手研究者海外派遣事業

科学技術振興事業団から移管され、海外特別研究員事業に統合された、優秀な若手研究者を海外の大学等及び試験研究機関等に派遣する若手研究者海外派遣事業について、事業の移管以前からの継続支援者への支援を行う。

4. 学術に関する国際交流の促進

諸外国の学術振興機関との連携、研究者の自発的な交流などによる学術国際交流事業を推進する。

(1) 多国間交流

多国間による戦略的な学術研究ネットワーク構築のための事業を推進する。

拠点大学交流事業の多国間展開

諸外国の学術振興機関と連携し、多国間協力による大型の共同研究事業として、拠点大学交流の多国間交流を実施する。

サイエンス・ポリシー・セミナー

先端研究のネットワーク形成に資する多国間シンポジウム開催事業として、日、米、中の研究者及び行政官によるサイエンス・ポリシー・セミナーを実施する。

日欧先端科学セミナー

欧州との学術連携を深めるための多国間シンポジウムとして、日欧先端科学セミナーを1件実施する。

アジア学術セミナー

アジア及び太平洋地域との学術連携を深めるための多国間シンポジウムとしてアジア学術セミナーを3件実施する。実施後には、受講者のアンケート結果などを踏まえて、その成果の分析を行い公表する。また、主催者である大学等学術研究機関にはその成果を分析してもらうとともに、学術システム研究センターによる評価を行う。

(2) 二国間交流

共同研究、セミナー、研究者交流

諸外国の学術振興機関との協定に基づき、共同研究及びセミナーを294件、研究者交流を366人行う。審査・評価は、学術システム研究センターによる適切な体制のもとで行う。

諸外国の学術振興機関との関係においては、共同研究やセミナーを重視する方向で6件の既存協定について見直しを図り、交流の促進に努める。

大学間交流支援事業

日本と諸外国の大学等が協定に基づいて組織的に交流することを促進するための大学間交流支援事業を開始するために相手国と検討を開始する。

論文博士号取得希望者への支援事業

アジア諸国の若手研究者で論文提出により我が国の博士号取得を希望する者を支援する事業を推進する。事業実施に際し、相手国に対し、厳正な審査に基づく推薦を強く要請するとともに、採用後のフォローアップを強化し、取得率向上のための取組を行う。採用されている者のモチベーションを高めるため、博士号の取得に向けた進捗状況をインターネットで公開することを検討する。

拠点大学交流事業

アジア諸国の9学術振興機関と拠点大学事業を29件実施する。そのうち、実施5年目になっている6交流の中間評価を行い、事業の成果を確認するとともに、万が一、不十分な成果のものがあつた場合は大幅な見直しを行う。

(3) 研究者の招致

我が国の研究者からの要請に基づき、共同研究等を実施するための外国人研究者を我が国に招へいする事業を実施する。

外国人特別研究員事業

外国の若手研究者が我が国で研究に従事することを支援する外国人特別研究員事業を行う。

特に、欧米からの若手研究者の交流を促進するために新たに欧米短期事業を開始し、来日研究者数の充実に努める。また、欧米5ヶ国において、事業経験者のためのコミュニティー形成に向けての活動を開始する。

支援経費については、来日後、14日以内に手に入るようにする。

外国人研究者招へい事業

外国の教授クラスの研究者を招致し、共同研究や意見交換を行うための外国人研究者招へい事業を行う。

支援経費については、来日後、14日以内に手に入るようにする。

著名研究者招へい事業

外国のノーベル賞受賞者クラスの研究者を招致し、講演、意見交換等を行う著名研究者招へい事業を実施する。

来日する研究者に対しては、必要に応じ、我が国の情報に関する冊子を提供するとともに、オリエンテーションを3回実施する。また、日本語研修支援等

のフェローサービスを実施する。

支援経費については、来日後、14日以内に手に入るようにする。

外国人特別研究員事業における新たな採用期間終了者に対しては、少なくとも70%以上の連絡先を把握し、英文ニュースレターを送付するなど、フォローアップに努め、事業経験者による研究者コミュニティの形成を促進する。

(4) セミナーの開催、研究者の派遣

我が国の研究者が国内で開催する国際的なセミナーへの支援を行う。

(下半期：5件)

海外における共同研究等に従事する我が国の研究者を派遣する研究協力者海外派遣事業を実施する。

(5) 海外研究連絡センター

海外における学術政策や先端的学術研究に関する情報の収集・提供、学術振興機関との連携の強化に向けた取組を行う。また、海外研究連絡センターにおいて、下記の活動を実施する。

フォーラム・シンポジウム等の開催

我が国の学術情報発信に有効な手段であるフォーラム・シンポジウム等を今年度中に4回以上開催する。

学術振興施策・研究動向等の情報収集

学術交流の推進に有益な諸外国の学術振興施策・研究動向等の情報収集に努める。

学術情報の広報・周知

事業説明会等の開催、広報資料の作成・配付及びホームページの充実等により、振興会事業や我が国の最新の学術事情を積極的に広報・周知するとともに、諸外国の学術振興機関との連携を強化し、研究者交流の促進を図る。

OB会組織化の支援

帰国した振興会事業経験者との連絡体制の整備等により、欧米諸国に設置されているセンターにおいて、OB会組織化のための支援活動を行う。

(6) 公募事業の改善

各公募事業の申請方法から審査方針に至る情報を整理し、ホームページ上で分かりやすく公開する。

公募事業の現状についての分析を、必要に応じて学術システム研究センター等の意見を踏まえ、諸外国の学術振興機関とも調整を行いつつ、見直し作業を進める。

研究者を海外の特定の国に限定して派遣する事業については、国ごとに募集している手法を改め、統合させることにより効果的な業務遂行が可能となるよう具体的な改善方法を検討する。

審査に係る事務を効率化し、研究者が申請してから結果の連絡を受けるまでの

期間を4か月以内にする。

特に欧米の若手研究者の招へいを目的とする外国人特別研究員（欧米短期）事業に関しては、申請から結果連絡までの期間を80日以内に行う。

振興会の事業に参加した研究者の満足度に関する調査を行い、その結果に基づき、公募事業の見直し作業を行う。

5 学術の応用に関する研究の実施

(1) 未来開拓学術研究推進事業

社会的要請に応えるプロジェクト型事業として実施してきた未来開拓学術研究推進事業については、平成14年度で終了したプロジェクト（25件）について適切な事後評価を行う。また、現在推進中のプロジェクト（66件）についてもプロジェクト経費の10%増減などの適切な評価を行う。

本事業の成果として生じた無体財産権についての活用を促進するため、要請に応じて、振興会側の権利放棄・譲渡等を行う。

(2) 人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究

平成15年度から新たに開始する事業として、人文科学や社会科学を中心に各分野の研究者が協働して、学際的・学融合的に取り組む「課題設定型プロジェクト研究」を推進するため、学識経験者等で構成する「事業委員会」、「企画委員会」を組織し、適切な企画・実施に努める。

事業推進にあたり、研究者からの提言の発表及び研究者間のネットワークの形成のためにシンポジウム及びワークショップを開催するとともに、研究者間の研究活動を活性化するためにセミナーを行う。

公開シンポジウム	1回程度
共同研究セミナー	1回程度

6 学術の社会的連携・協力の推進

学術の社会的連携・協力の立場から、学界と産業界との連携を促進するため以下の事業を実施する。

総合研究連絡会議

産学協力研究委員会諸事業の充実強化を図るとともに、産学協力の推進方策を検討するために総合研究連絡会議を1回開催。

研究開発専門委員会

産学協力研究による研究開発を促進するため、将来発展が期待される課題について専門的に調査審議を行う研究開発専門委員会を6回開催する。

産学協力研究委員会

産学の研究者の要請や研究動向について幅広い角度から自由に情報・意見交換を行う産学協力研究委員会を開催。

産学協力による国際シンポジウム

産学協力研究委員会で蓄積された成果発信の場として産学協力による国際シンポジウムを1回開催。

7 国の助成事業に関する審査・評価の実施

国の助成事業である21世紀COEプログラムについて、専門家による委員会を開催し、審査・評価等を行う。

平成15年度は、平成14年度に採択されたプログラム(113件)の中間評価及び平成16年度に新たに公募するプログラムの審査を実施するための審議・検討を行う21世紀COEプログラム委員会を開催する。

その際、21世紀COEプログラム委員会、同審査・評価部会及び同総合評価部会において、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報公開に努める。

8 調査・研究の実施

学術システム研究センター及び海外研究連絡センター等を活用し、国内外の学術振興施策の状況、学術研究動向、研究者動向等の調査・研究を実施する。

それらの成果を基に、我が国が今後先導していくべき研究の発掘に努める。

9 情報提供及び成果の活用

各事業の実施状況等、学術研究に関わる情報について、ホームページへの掲載、学術月報の刊行、パンフレット等の配付等により、普及させる。

事業における実施報告書等については、適切な方法を検討し、公開する。

10 前各号に附帯する業務

学術研究の推進に資する事業として以下のとおり前各号に附帯する業務を実施する。

- (1) 国際生物学賞委員会により運営される生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰する国際生物学賞にかかる事務を行う。
- (2) 日本ユネスコ国内委員会の指定に基づくユネスコクーポンの販売・買い上げ業務を行う。
- (3) 学術関係国際会議の開催のため、指定寄附金による募金、並びに特定公益増進法人としての募金の事務を行う。
- (4) 寄附金を受入れ、寄附者の意向に基づき特定分野の助成を行う個別寄附金事業、及び事業分野をあらかじめ特定しないで助成する学術振興特別基金の事業を行う。

第三 予算(人件費の見積もりを含む。) 収支計画及び資金計画

1 予算(平成15年度予算)

別紙1のとおり

2 収支計画
別紙2のとおり

3 資金計画
別紙3のとおり

第四 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は72億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。

第五 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

第六 剰余金の使途

振興会の決算において剰余金が発生した時は、広報・情報提供の充実、調査研究の充実、情報化の促進に充てる。

第七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備に関する計画
施設・設備に関する計画はない。

2 人事に関する計画

(1) 職員の研修計画

職員の専門性及び意識向上を図るため、次の研修を実施するとともに、新たな研修企画の検討を進める。

語学研修

海外の機関での研修

また、外部の研修に職員を参加させ、その資質の向上を図る。

(2) 国立大学等との人事交流を行い、質の高い人材の確保・育成を図る。

(3) 職員の勤務環境を整備するために、福利・厚生の実施を図る。

(別紙 1)

平成 15 年度 予 算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	15,153
国庫補助金収入	0
科学研究費補助金	0
研究拠点形成費補助金	0
事業収入	19
寄付金事業収入	48
産学協力事業収入	171
学術図書出版事業収入	20
計	15,411
支 出	
一般管理費	349
うち人件費	152
物件費	197
事業費	14,823
うち人件費	347
物件費	14,476
科学研究費補助事業費	0
研究拠点形成費補助事業費	0
寄付金事業費	48
産学協力事業費	171
学術図書出版事業費	20
計	15,411

(別紙2)

平成15年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	17,337
業務経費	14,811
科学研究費補助事業費	1,873
研究拠点形成費補助事業費	65
寄付金事業費	21
産学協力事業費	171
学術図書出版事業費	20
一般管理費	348
減価償却費	28
収益の部	17,337
運営費交付金収益	15,152
科学研究費補助金収益	1,861
研究拠点形成費補助金収益	65
業務収益	19
寄付金事業収益	21
産学協力事業収益	171
学術図書出版事業収益	20
資産見返負債戻入	28
純利益	0
総利益	0

平成 15 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	18,657
翌年度への繰越金	0
資金収入	
業務活動による収入	18,657
運営費交付金による収入	15,153
科学研究費補助金による収入	1,873
研究拠点形成費補助金による収入	65
寄付金事業による収入	21
産学協力事業による収入	171
学術図書出版事業による収入	20
その他の収入	1,354
前年度よりの繰越金	0